

被保険者証の有効期限にご注意ください

病院や薬局などで提示するときは「有効期限」を必ず確認しましょう。

① 現在ご使用中の被保険者証は

令和4年（2022年）9月30日まで使えます。

（9月30日以降はご使用にならないでください。）

② 今回交付した被保険者証は

令和4年（2022年）10月1日から

令和5年（2023年）7月31日まで使えます。

令和4年10月1日以降

一定以上の所得がある方の医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年（2022年）10月1日から、75歳以上の方等※1で一定以上の所得がある方※2は、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 窓口負担割合が2割となる方は、全国の後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

※1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※2 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

見直しの背景

- 令和4年度以降、段階の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれます。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

窓口負担割合は主に以下の流れで判定します

令和4年（2022年）10月1日から、75歳以上の方等^{*1}で一定以上の所得（課税所得が28万円以上かつ「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、複数世帯の場合320万円以上）がある方^{*2}は、医療費の窓口負担割合が2割になります。

*1 65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

*2 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

- ・ご自身の窓口負担割合については、今回同封されている令和4年10月1日から使える被保険者証をご確認ください。
- ・住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。
- ・過去にさかのぼって所得更生（修正）があり、負担割合が変更になった場合、一部負担金の差額を広域連合に返還していただく場合があります。

現役並み所得者^{*1}に該当するか

該当する

該当しない

世帯内75歳以上の方のうち
課税所得^{*2}が28万円以上の方がいるか

いない

いる

世帯に75歳以上の方が
2人以上いるか

1人だけ
(単身世帯)

2人以上
(複数世帯)

「年金収入^{*3}＋その他の
合計所得金額^{*4}」が
200万円以上か

「年金収入^{*3}＋その他の
合計所得金額^{*4}」の
合計が320万円以上か

200万円
未満

200万円
以上

320万円
未満

320万円
以上

世帯全員が
3割

世帯全員が
1割

1割

2割

世帯全員が
1割

世帯全員が
2割

※1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
(一定の基準・要件を満たす場合、窓口負担割合が1割または2割になるケースがあります)

※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。
「課税標準」の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。

※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。